

5 職員の職務の状況(平成17年度)

地方公務員法第30条の規定により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し(身分上の義務)、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならない(職務上の義務)とされており、下記の義務や制限が定められています。

区分	サービスの具体的な内容		法の規定	違反者数
身分上の義務	信用失墜行為の禁止	職員が職の信用を失墜させる行為により公務全体の信用を損なうことを防止	法第33条	0人
	秘密を守る義務	秘密の公表による公益及び住民のプライバシーの侵害の防止	法第34条	1人
	政治的行為の制限	職員の政治的中立による継続的安定的な行政の執行の確保	法第36条	2人
	争議行為等の禁止	秩序ある公務の執行の確保	法第37条	3人
	営利企業等の従事制限	営利企業等の従事による職務遂行への悪影響の防止	法第38条	4人
職務上の義務	法令等及び上司の職務命令に従う義務	法律に基づく秩序ある行政の執行の確保	法第32条	5人
	職務に専念する義務	能率的で秩序ある行政の執行の確保	法第35条	6人